

甲府地方裁判所委員会 議事録

- 1 日時 平成20年5月20日(火)午後2時から午後4時30分まで
- 2 場所 甲府地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員・五十音順)

青柳委員, 足立委員, 井口委員, 稲葉委員, 大竹委員, 小野寺委員, 金田一委員, 小林委員, 埴原委員, 萩原委員, 牧島委員, 三木委員, 向山委員, 渡邊委員

(甲府地方裁判所)

柏木民事首席書記官, 齋藤刑事首席書記官, 小杉事務局長, 小野事務局次長, 高橋地裁総務課長(進行役), 相澤総務課課長補佐(書記), 井上庶務係長(書記)

4 議事等

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任
- (3) テーマ設定の趣旨及び進行予定の説明
- (4) 意見交換

第1セッション

「農業の分野から見た裁判員制度」について

ア 説明

イ 意見交換

第2セッション

「地域にひらかれた裁判所」について

ア 説明

イ 意見交換

(5) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

各委員の専門的な立場から裁判所に対し感じていることについて発言いただき、それに基づいて意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第13回）期日を平成20年11月11日（火）午後2時からとした。

(別紙)

第1セッション

「農業の分野から見た裁判員制度」について

現代社会において、農家や企業は、その活動によってただ経済的な価値を生み出していけばよいという時代ではない。農家も企業も経済活動を営むだけでなく、いろいろな「価値」を創り出していかなければならないという社会的な責任を負っていると言えよう。

このことは、裁判所にも当てはまることである。裁判所は、裁判員制度を裁判所と人の暮らしをつなげる制度にしていくことが必要であろうし、一方で、国民は、裁判員制度の導入により「新しい価値」を発見していくことが非常に大切であると考えている。

例えば、農家においては、食べ物を作ると同時に、そこから派生するものとして、「食を通じて、地域の食べ物を大切にする。」といったメッセージを発信させることができるし、さらに、「スローフードからスローライフへ」といった「文化」にもその影響を与えていくことができると思われる。そして、そうした食育を通じて「教育」の分野に、また、農業体験などをさせることで心の癒しを与え、それを通じて「医学」の分野に、それぞれ色々な価値を生み出していくことができると考えている。

私は、鶏の飼育を中心とした農業を営んでいるが、18年くらい前から、山の自然に手を入れ、磨いた風景を生かして、学校の遠足先として子どもたちを受け入れたり、農業体験をさせるといった取組をしている。そして、そうした取組をするときには、初めて行き会うことで子どもたちがよそ行きの顔をしないように、私はあらかじめ学校に行って、学校で事前学習を済ませるようにしている。したがって、私の所に来ると子どもたちは遊ぶだけになるわけだが、木こりを呼んでログハウスの作り方を教えたりしたときに見せる子どもたちの目の輝きは、素晴らしいものだと感じている。そうした様子を見ると、やはり

「実体験」というものが非常に大切だと感じる。写真や絵ではない、実物に接することがとても大事なのである。

子どもたちに、農場での体験について作文を書いてもらおうと、やはり実際に鶏を抱っこしたことが一番おもしろかったと書くのである。

また、私のところでは、引きこもりの子どもたちを5人から6人ほど、1か月半くらいの間滞在させ、携帯電話もない山の中でどこかに出掛けることもない状態の中、子どもたちに、自分たちで自分たちのご飯を作るといった生活の中で必要な仕事に取り組みさせるという活動を行っている。こうした森の中での活動により、子どもたちは癒されているようである。

子どもたちにとっては、本物に触れ、体験させること、例えば、本物の裁判官が学校に行って直接話をしたり、実際に裁判を見たりすることが重要であり、必要なのだと思う。

裁判員制度が実施されることにより、どのような価値や文化が生まれると考えられるか。

前回の委員会の中で、金融教育を年代に応じて行う必要がある旨述べたが、やはり、子どもころから環境に触れさせること、体感させたり、実体験をさせるということが重要であると考えます。したがって、裁判員制度の導入に際しても、新しいことを根付かせるといった発想が必要であろう。また、裁判員として参加する国民全員が、裁判員として裁判に参加することに価値を見出さないと、本当の意味で制度を理解したことにはならないと言えよう。そして、そうした価値が、制度を継続させるエネルギーとなり、新たな価値を創ろうと目指すことが競争力となっていくのである。

先ほどの農場の風景を見て、良い伝統、文化や自然条件の上にあぐらをかきだけでなく、意識的に価値を見つめ、磨き続ける必要があるのだと感じた。

幼稚園の年長ほどの子どもから、裁判所の建物の近くを通ったときに、裁判所のことを聞かれたことがあったが、そうした小さい子に理解できるようにす

ることから始めることが必要だと考える。したがって、例えば裁判所から、そうした小さい子どものところに行って、裁判所のことを説明するなどの取組も有効なのではなかろうか。

新しい価値観を見つけていくことは、おもしろく、新鮮だと考える。続けていくと興味は薄れていくことが多いが、続けて良かったと思えるように、新しい価値が生まれるよう取り組むことが大切であると感じた。

裁判員制度はどうあるべきかといった視点で見るが多かったが、話を聞いて、新しい文化を生み出すためにも、しばらく暖かく裁判員制度を見守るということも必要だろうと感じた。

農業の分野から見た裁判所という議題だったので、農家が裁判員に選ばれたときの話だと考えていたが、話にあったように、裁判員制度が導入されることにより、どんな価値を生み出していくのかといった方向で考えていかなければ成功しないであろう。今までの司法は専門家に任せてきた効率的なものだったと言えるが、裁判員制度が導入されることにより、司法が国民の参加するものとなったことは大きな価値があると思う。

裁判員制度が導入されることで、新しい価値が生まれるとすれば、自問自答しなければならないということではなかろうか。考えるという作業が増えることになると思われるが、子どもに教育をするには重いテーマであると感じた。

裁判員に選ばれた人は、裁かれる方にはなりたくないと感じるであろうから、犯罪をする人が減るのではなかろうか。

行政などで新しい制度が導入された場合には、その時期までに機能すればよいのであり、100%でなくてもよい。裁判員制度も国民が参加していくことで、醸成されていくのではなかろうか。

警察署においても、警察協議会の設置が義務付けられ、国民からの意見を聴く機会を持つこととなった。刑事裁判に国民の意見が反映されるようになることは大切だと感じた。

実体験は重要であるが、今の日本はゆとりがなく、なかなかそれができないようである。裁判員制度も、不備があれば、修正していけばよいのではなからうか。

国民は、裁判に関与することで、社会の不利益や害悪に対して自分たちが取り組むことになるのであるから、自律した個人として、社会に対する主体性や社会に対する責任を感じるようになるであろう。

模擬裁判に参加した方からは、裁判所は裁判においてそのようなところを見ているのだと納得してもらうことがあるが、そうした見方が広がれば、報道が変わってくるだろう。また、裁判員裁判を前提とする若い法曹は、専門用語をやさしく伝える方法なども身に付けるようになるだろうから、裁判の当事者も変わってくるだろう。そして、今は参加者も議論の訓練を受けていないであろうが、今後は、そうした点について教育することになるだろうから、教育の現場も変わっていくであろう。

今の子どもたちは、今の時代のスピードについていけないようだ。待てない社会ではなく、ゆっくり取り組むことができるような時代を作っていくことが大切であろう。

第2セッション

「地域にひらかれた裁判所」について

地域にひらかれた裁判所の意味を考えるに当たっては、裁判所にとっての司法改革が何かということを考える必要がある。裁判所にとっての司法改革とは、裁判官の判断が国民の良識ある常識に基礎付けられることであり、また、裁判所の権能が国民から負託されていることを考えることが重要である。今までは、司法のことは専門家に任せておけば、効率的に正しく判断されると考えられ、また、専門家はそういう中で司法が適切に機能していると自惚れていたところもあり、司法は国民の良識ある常識から乖離してしまったわけだが、そこから司法改革が始まったのである。

国民の良識を考える際の「国民」とは抽象的な国民ではなく、地方裁判所などが接する地域住民を考えなければならない。そして、地域住民の意識を捉えていかなければならないわけだが、そのために、事件を通じてのみでなく、裁判所は一般市民を理解することが必要であり、裁判所を一般市民に理解してもらう努力が必要であると言えよう。

そこで大事なことは、そうしたことを最高裁判所や高等裁判所が考えるのではなく、地方裁判所や家庭裁判所が考え、実行していくことだと言える。つまり、個々の裁判官が地域住民と双方向のやり取りをすることが必要なのである。そして、そうした取組によって、裁判所は変わることができるといえよう。

また、物理的にも、甲府地方・家庭裁判所の新庁舎は、警備重視型というよりは、開放的で、最近の市町村役場に見られるようなオープンスペースを重視したものになると思われるが、今後もできるだけ機会を作って市民の声を取り入れてもらいたい。そのために、目安箱のようなものを設置することが役立つと思われる。一般市民としては、警察や裁判所は自分からは遠くにあるもので、特殊な存在だという感情を持っていると考えられるが、そうした感情を払拭するために、地域レベルでの双方向のやり取りをする必要があるだろう。

裁判所を利用したときに窓口の対応を受けて感じたことだが、自分たちは一般市民に協力してもらう必要はないという意識が、一般的に行われるはずのマナーを欠く原因になっているように感じる。自分たちには何が足りないのかといった視点から、接し方を考えることができれば変わっていくのではなかろうか。

裁判所に来て、実際の裁判を傍聴したことがあるが、法廷に入ったときの体感は、体験しなければ分からないものだと思う。実際の裁判では緊張感が違うと感じた。

一般市民に裁判官がどのように理解してもらえるかということが大切だと思う。したがって、裁判傍聴後に、一般市民からの質問に対して裁判官に答えて

もらうようなシステムを作ることが必要であろう。

やはり役所というところは敷居が高いと感じられているのであろう。県庁では、窓口業務の在り方を見直すなど、県職員の意識改革に取り組んでいるが、司法の世界では、市民においても、専門家に任せておけばよいだろうという意識がある中で、何か別の世界だと感じていることもあり難しいところもあるだろう。

裁判所というのは、やはり特別な空間というイメージが強いのであろう。例えば、市民との距離を縮めるために、出口調査のようなことをしてみるのも良いのではないか。そういった中で、例えば、裁判所を利用して民事裁判を試みたらいい解決ができたなどといった意見を聞くことができれば良いと思う。

山梨県内の役所の対応は、とかく高圧的に感じる。裁判所においては、実際に裁判をする人はさておき、窓口などでは優しい対応をすることが大切であろう。

警察では、苦情の電話や投書に対しては、何らかの形で、組織として応答している。

今日の話は、裁判所に限ったものではなかろう。弁護士の世界においても、これからは我々には分からない市民の感覚が大切だと感じた。

(以 上)